

第1章 復興計画の策定

第1節 神戸市震災復興本部の設置

(1)神戸市復興計画ガイドラインの策定

①神戸市震災復興本部の設置

神戸市域における平成7年兵庫県南部地震による被害に対し、速やかに総合的措置を講じるとともに、神戸のまちの復興を図るため、平成7年1月26日に、市長を本部長とする全庁的なプロジェクト体制をとる「神戸市震災復興本部」を設置した。なお震災復興本部には、復興計画の策定を進める組織として震災復興本部総括局を置き、「神戸市復興計画」策定の検討に着手した。

この組織を規定する「神戸市震災復興本部条例」議案が、2月15日の臨時市会において議決され、2月16日には条例が公布・施行された。同時に、復興計画の策定について審議する神戸市復興計画審議会（市長の諮問機関）について定める「執行機関の付属機関に関する条例の一部を改正する条例」、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を図る「神戸市震災復興緊急整備条例」の2つの条例が議決、公布、施行された。

②神戸市復興計画ガイドラインの策定

6月末の復興計画の策定をめざし、復興計画を策定するにあたっての指針となる「神戸市復興計画ガイドライン」を3月末までに策定するため、学識経験者27名、市職員1名からなる「神戸市復興計画検討委員会」を設置し、第1回の検討委員会を2月7日に開催した（資料1）。

この検討委員会の下には、都市基盤検討分科会、市民生活検討分科会、安全都市基準検討分科会の3つの分科会を置き（資料2）、それぞれの分野での検討を重ねた（資料3）。

なお、検討委員会を開催した2月、3月は震災後間もないこともあり、交通アクセス等もかなり困難な状況ではあったが、検討経緯のようになかなか過密なスケジュールの中で検討委員会、各分科会を開催し、3月27日には最終回となる第3回の検討委員会での検討を経て、検討委員

会終了後、「神戸市復興計画ガイドライン」を発表した。

(資料1)

神戸市復興計画検討委員会名簿

〔学識経験者27名〕

(敬称略・五十音順) (平成7年3月27日現在)

青 山 英 康	岡山大学医学部教授
○伊 賀 隆	流通科学大学商学部長
今 井 鎮 雄	神戸YMCA顧問
加 藤 恵 正	神戸商科大学商経学部助教授
紙 野 桂 人	大阪大学工学部教授
河 田 恵 昭	京都大学防災研究所教授
櫻 井 春 輔	神戸大学工学部教授
品 田 充 儀	神戸市外国語大学助教授
高 井 広 行	近畿大学工学部教授
高 田 至 郎	神戸大学工学部教授
高 田 光 雄	京都大学工学部助教授
田 中 國 夫	追手門学院大学文学部教授
○田 中 茂	神戸大学名誉教授
中 川 大	京都大学工学部助教授
◎新 野 幸次郎	神戸大学名誉教授
林 春 男	京都大学防災研究所助教授
牧 里 毎 治	大阪府立大学社会福祉学部助教授
真 砂 泰 輔	関西学院大学法学部教授
宮 原 秀 夫	大阪大学基礎工学部教授
三 輪 昌 子	生活評論家
☆室 崎 益 輝	神戸大学工学部教授
☆盛 岡 通	大阪大学工学部教授
☆安 田 丑 作	神戸大学工学部教授
山 本 登	大阪市立大学名誉教授
吉 川 和 広	関西大学工学部教授
吉 田 順 一	流通科学大学商学部助教授
米 山 俊 直	放送大学教授

〔神戸市職員〕

山 下 彰 啓	神戸市震災復興本部総括局長兼企画調整局長
---------	----------------------

◎印は委員長、○印は副委員長、☆印は各分科会の主務を示す。

(資料2)

神戸市復興計画検討委員会・分科会委員名簿

1) 都市基盤検討分科会

(敬称略・五十音順) (平成7年3月27日現在)

加藤 恵正	神戸商科大学商経学部助教授
河田 恵昭	京都大学防災研究所教授
高田 光雄	京都大学工学部助教授
中川 大	京都大学工学部助教授
室崎 益輝	神戸大学工学部教授
◎安田 丑作	神戸大学工学部教授
吉田 順一	流通科学大学商学部助教授

2) 市民生活検討分科会

品田 充儀	神戸市外国語大学助教授
高井 広行	近畿大学工学部教授
高田 至郎	神戸大学工学部教授
林 春男	京都大学防災研究所助教授
牧里 每治	大阪府立大学社会福祉学部助教授
宮原 秀夫	大阪大学基礎工学部教授
◎盛岡 通	大阪大学工学部教授

3) 安全都市基準検討分科会

加藤 恵正	神戸商科大学商経学部助教授
高田 至郎	神戸大学工学部教授
林 春男	京都大学防災研究所助教授
宮原 秀夫	大阪大学基礎工学部教授
◎室崎 益輝	神戸大学工学部教授
盛岡 通	大阪大学工学部教授
安田 丑作	神戸大学工学部教授

・◎印は主務

(資料3)

検討委員会・分科会の検討経緯

(日程・検討項目)

第1回委員会

- 2月7日 ・策定の考え方について
・今後の進め方について
・分科会の設置

①都市基盤検討分科会

- 第1回 2月10日 ・都市構造
第2回 2月18日 ・交通ネットワーク
第3回 2月25日 ・防災都市基盤
・住宅・住環境
第4回 3月7日 ・産業基盤、商工業の振興
・都市景観、都市文化の再生

②市民生活検討分科会

- 第1回 2月9日 ・緊急対応体制
第2回 2月14日 ・情報ネットワーク
・広域都市間協力
第3回 2月27日 ・ライフラインの強化
・コミュニティ、ボランティア
第4回 3月9日 ・ライフラインの強化
・コミュニティ、ボランティア

③安全都市基準検討分科会

- 第1回 3月5日 ・復興計画・ガイドラインの構成
・安全都市基準の考え方
第2回 3月14日 ・安全都市基準の内容
(防災生活圏、防災都市基盤、
防災マネジメント)

④合同分科会

- 3月18日 ・ガイドライン、安全都市基準について

第2回委員会

- 3月22日 ・ガイドライン、安全都市基準について

第3回委員会

- 3月27日 ・ガイドライン、安全都市基準について

(2)神戸市復興計画の策定

神戸市復興計画検討委員会での検討により「神戸市復興計画ガイドライン」が策定されたを受け、4月22日には学識経験者、市民、市会議員、民間各種団体の関係者等、100名の委員からなる第1回の「神戸市復興計画審議会」を開催した(資料4)。この第1回の審議会で、神戸大学名誉教授の堯天委員が、委員の互選により会長に選任され、笹山市長から神戸市復興計画に盛り込むべき内容についての諮問を受けた。また、審議会の下に市民生活小委員会、都市活力小委員会、安全都市小委員会の3つの小委員会を設置し、復興計画ガイドラインに基づき、それぞれの検討テーマごとに審議を行うことになった(資料5)。

この第1回の審議会から6月26日の第3回(最終)の復興計画審議会まで、審議会3回、小委員会各3回の計12回が開催され、ガイドライン並びに、神戸市が作成した復興計画(案)に対して、多くの意見・提言が出された。これらの意見・提言は、「神戸市復興計画(案)に関する答申書」としてとりまとめられ、6月29日に堯天会長から市長に答申された。また、復興計画審議会と並行して、各局はそれぞれの事業計画等を策定するための委員会を設置し、6月末までに各委員会での意見・提言が報告書としてとりまとめられた(資料6)。

この「神戸市復興計画(案)に関する答申書」、あるいは、各局委員会の報告書で出された意見・提言を受け、神戸市では速やかに計画案の修正を行い、6月30日に「神戸市復興計画」を発表した(資料7)。

(資料4)

神戸市復興計画審議会委員名簿

1) 学識経験者 (40)

(敬称略・順不同)

青山英康 (市民)	岡山大学医学部教授
○伊賀隆	流通科学大学商学部長
伊藤滋 (安全)	慶応大学環境情報学部教授
☆今井鎮雄 (市民)	神戸YMCA顧問
沖村孝 (安全)	神戸大学工学部助教授
加藤恵正 (都市)	神戸商科大学商経学部教授
☆紙野桂人 (安全)	大阪大学工学部教授
河田恵昭 (安全)	京都大学防災研究所教授
◎堯天義久	神戸大学名誉教授
金東勲 (市民)	龍谷大学法学部教授
黒田勝彦 (都市)	神戸大学工学部教授
近藤公夫 (安全)	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
櫻井春輔 (安全)	神戸大学工学部教授
品田充儀 (安全)	神戸市外国語大学助教授
芹田健太郎 (市民)	神戸大学大学院国際協力研究科長
高井広行 (安全)	近畿大学工学部教授
高田至郎 (安全)	神戸大学工学部教授
高田光雄 (市民)	京都大学工学部助教授
田中國夫 (安全)	追手門学院大学人間学部教授
○田中茂	神戸大学名誉教授
田中央 (都市)	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
田辺重徳 (市民)	神戸弁護士会会長
谷本喜一 (安全)	神戸大学名誉教授
土岐憲三 (安全)	京都大学工学部教授
中川大 (都市)	京都大学工学部助教授
林春男 (安全)	京都大学防災研究所助教授
牧里每治 (市民)	大阪府立大学社会福祉学部教授
真砂泰輔 (市民)	関西学院大学法学部教授
水越敏行 (市民)	関西大学総合情報学部教授

宮原秀夫(都市)	大阪大学基礎工学部教授
三輪昌子(市民)	生活評論家
村橋正武(都市)	立命館大学理工学部教授
★室崎益輝(安全)	神戸大学工学部教授
★盛岡通(市民)	大阪大学工学部教授
★安田丑作(都市)	神戸大学工学部教授
山本登(市民)	大阪市立大学名誉教授
山本康正(安全)	駒沢大学文学部教授
☆吉川和広(都市)	関西大学工学部教授
吉田順一(都市)	神戸大学経営学部教授
米山俊直(都市)	放送大学教授

2) 神戸市会議員(6)

大西希仔二(市民)	神戸市会議員
荻阪伸秀(安全)	神戸市会議員
寺坂光夫(市民)	神戸市会議員
平野昌司(都市)	神戸市会議員
堀之内照子(都市)	神戸市会議員
前島浩一(安全)	神戸市会議員

3) 民間各種団体の代表者等(43)

○住民代表等(25)	
浅木隆子(都市)	中央区区民まちづくり会議委員
砂金寅夫(市民)	神戸市精神薄弱者育成会会長
岩田文子(市民)	市政アドバイザー
大杉昭三(市民)	神戸市身体障害者福祉団体連合会会長
柏木保夫(都市)	北区区民まちづくり会議座長
糟谷日出男(安全)	神戸市自治会連絡協議会会長
金鐘海(安全)	市政アドバイザー
草地賢一(市民)	(助)PHD協会理事
小石恵子(市民)	市政アドバイザー
妹尾美智子(都市)	神戸市婦人団体協議会専務理事

泰井 綏子 (安全)	生活協同組合コープこうべ理事
高嶋 平介 (都市)	東灘区区民まちづくり会議委員
武川 恒二 (市民)	西区区民まちづくり会議座長
田中 喜三雄 (市民)	神戸市老人クラブ連合会理事長
谷口 正博 (市民)	兵庫区区民まちづくり会議委員
當谷 正幸 (安全)	神戸市PTA協議会会長
中山 辰己 (市民)	神戸市同和促進協議会会長
橋本 義信 (安全)	灘区区民まちづくり会議座長
平林 照夫 (市民)	部落解放同盟神戸市連絡協議会事務局長
堀口 東四郎 (安全)	垂水区区民まちづくり会議座長
三木 康弘 (安全)	神戸新聞社論説委員長
皆木 吉泰 (安全)	神戸市医師会会長
宮崎 義男 (安全)	長田区区民まちづくり会議座長
森元 憲昭 (市民)	兵庫県部落解放運動連合会神戸市協議会書記長
山本 末美 (市民)	須磨区区民まちづくり会議座長
○経済界代表 (12)	
砂野 耕一 (都市)	(社)神戸経済同友会代表幹事
石光 輝男 (都市)	(社)神戸貿易協会会長
今井 和男 (安全)	神戸市西農業協同組合代表理事組合長
大島 孝 (都市)	(社)神戸市機械金属工業会会長
奥田 眞 (都市)	神戸市観光・ホテル旅館協会会長
鬼塚 喜八郎 (都市)	(助)神戸ファッション協会会長
黒澤 満 (都市)	兵庫県港運協会会長
根本 二郎 (都市)	邦船社代表
藤本 芳秀 (都市)	日本ケミカルシューズ工業組合理事長
松平 奈良男 (市民)	神戸市商店街連合会会長
山田 春三 (安全)	神戸市水産会会長
米田 准三 (都市)	神戸商工会議所副会頭
○労働界代表 (6)	
石井 亮一 (市民)	連合兵庫会長
石田 倫 (市民)	神戸市労働組合連合会書記長

桐山 忠之(都市)	連合神戸地域協議会事務局長
塩谷 浩(安全)	連合神戸地域協議会議長
羽根田 一清(安全)	連合神戸地域協議会議長代行
峰 広幸(都市)	兵庫県労働組合総連合議長

4) 関係行政機関の職員(8)

稲垣 紘史(都市)	運輸省第三港湾建設局長
岩田 満泰(都市)	通商産業省近畿通商産業局長
大角 宏之(都市)	郵政省近畿電気通信監理局長
谷野 龍一郎(安全)	運輸省神戸海運監理部長
辻 寛(市民)	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長
戸恒 東人(都市)	大蔵省神戸税関長
西 繁一(安全)	兵庫県警察神戸市警察部長
脇 雅史(都市)	建設省近畿地方建設局長

5) 神戸市職員(3)

田 淵 榮次(市民)	神戸市助役
緒 方 学(都市)	神戸市助役
小 川 卓海(安全)	神戸市助役
以上、委員100名	

なお、上記の委員名簿は、平成7年6月現在(答申時点)におけるものである。

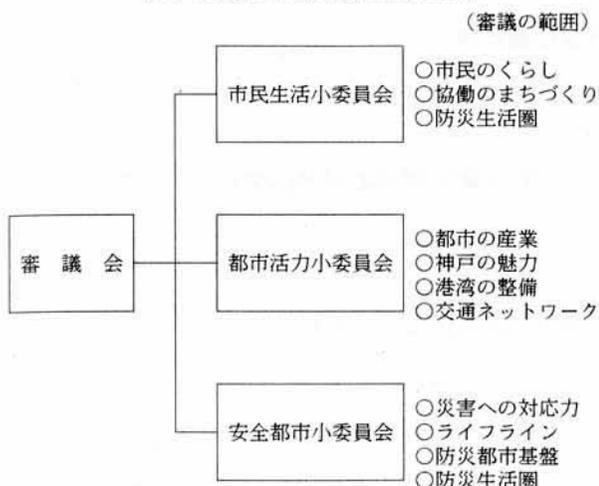
- ・◎印は会長、○印は副会長、☆印は委員長、★は副委員長を示す。
- ・(市民)、(都市)、(安全)は、市民生活小委員会、都市活力小委員会、安全都市小委員会の所属を示す。

*委員の異動

- (前) 上 井 三 郎 平成7年6月12日委嘱解除
- (後) 前 島 浩 一 神戸市会議員
- (前) 橋 暉 一 平成7年6月12日委嘱解除
- (後) 堀之内 照 子 神戸市会議員
- (前) 有 村 正 意 平成7年6月26日委嘱解除
- (後) 大 角 宏 之 郵政省近畿電気通信監理局長
- (前) 橋 本 鋼太郎 平成7年6月26日委嘱解除
- (後) 脇 雅 史 建設省近畿地方建設局長

(資料5)

神戸市復興計画審議会組織



復興計画審議会・小委員会の検討経緯

会議名	開催日	審議内容
第1回審議会	4月22日/13:30~	○諮問 ○策定の趣旨・審議会運営方針 ○復興計画ガイドラインの説明・討議、復興計画に係るアンケートの配付
第1回市民生活小委員会	4月27日/10:00~	○復興計画ガイドラインの説明・討議 ○復興計画に盛り込むべき内容の検討
第1回都市活力小委員会	4月28日/10:00~	
第1回安全都市小委員会	4月25日/13:30~	
第2回審議会	5月26日/13:30~	○復興計画(案)についての審議/第1章~第3章
第2回市民生活小委員会	5月31日/10:00~	○復興計画(案)についての審議/第1章~第3章
第2回都市活力小委員会	5月29日/14:00~	
第2回安全都市小委員会	5月30日/13:30~	
第3回市民生活小委員会	6月19日/10:00~	○復興計画(案)についての審議/第4章~第6章
第3回都市活力小委員会	6月17日/14:00~	
第3回安全都市小委員会	6月16日/13:30~	
第3回審議会	6月26日/13:30~	○答申書(案)について

(資料6)

各局の取り組み

- 神戸市復興計画審議会〔神戸市復興計画〕（震災復興本部総括局）
平成7.4.22～
- 神戸市復興計画検討委員会〔神戸市復興計画ガイドライン〕（震災復興本部総括局）
平成7.2.7～平成7.3.27
- 神戸市在住外国人問題懇話会〔神戸市在住外国人問題懇話会復興提言〕（市長室）
平成6.12.27～平成7.4.15
- 神戸市防災会議〔神戸市地域防災計画〕（総務局）
平成7.3.26～
- 神戸市文化指針検討委員会〔神戸市文化指針への提言〕（市民局）
平成6.7.13～平成7.4.12
- 神戸市市民福祉調査委員会〔市民福祉復興プラン〕（民生局）
平成7.3.13～平成7.4.27
- 神戸市同和地区復興検討委員会〔同和地区における震災後の住宅の緊急確保等に関する提言〕（民生局）
平成7.3.11～平成7.5.11
- 神戸経済復興委員会〔神戸経済復興委員会報告書〕（経済局）
平成7.3.8～平成7.6.15
- 神戸市農漁業復興計画研究会〔神戸市農漁業復興への提言〕（農政局）
平成7.3.30～平成7.5.30
- 神戸港復興計画委員会〔神戸港復興計画委員会報告書〕（港湾局）
平成7.2.12～平成7.4.28
- 神戸市消防基本計画検討委員会〔神戸市消防基本計画策定にかかる基本的事項（答申）〕（消防局）
平成7.2.27～平成7.5.8
- 神戸市水道復興計画検討委員会〔神戸市水道耐震化指針〕（水道局）
平成7.3.9～平成7.5.3
- 緊急応急復旧、復興へ向けた取り組み（各局）

(資料7)

神戸市復興計画策定までの経緯

- 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災発生
- 1月26日 神戸市震災復興本部設置
- 2月7日 第1回神戸市復興計画検討委員会開催
市民生活検討分科会，都市基盤検討分科会，安全都市基準検討分科会を設置し、延べ14回の委員会、分科会を開催し、復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成。
- 3月23日 神戸の復興に向けての提言募集（～4月21日）
- 3月27日 第3回（最終）神戸市復興計画検討委員会開催
「神戸市復興計画ガイドライン」発表
- 3月28日 復興計画についての職員特別提言募集（～4月21日）
- 3月29日 市政アドバイザー意識調査－阪神・淡路大震災と復興について－（～4月7日）
- 4月22日 第1回神戸市復興計画審議会開催
市民生活小委員会，都市活力小委員会，安全都市小委員会を設置し、延べ12回の審議会、小委員会を開催し、復興計画について審議。
- 6月26日 第3回（最終）神戸市復興計画審議会開催
- 6月29日 神戸市復興計画審議会・堯天会長から市長に答申
- 6月30日 「神戸市復興計画」発表

第2節 国・県の動き

(1) 県の動き

兵庫県は、応急対策を前進させるとともに、復興に本格的に取り組む必要から1月30日に災害対策総合本部をそれまでの緊急対策本部・災害復旧対策本部から緊急対策本部・兵庫県南部震災復興本部に組織改正し、兵庫県南部震災復興本部において住宅の再生、がれきの処理、復興のための特別措置法の検討など復興をめざす各般の事業を推進することとした。そして、3月15日には、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するための組織として、知事を本部長とする阪神・淡路大震災復興本部を設置した。

また、県・復興計画の策定に向けては震災直後より市内のプロジェクトチームによる検討作業を進め、2月11日には第1回の「都市再生戦略策定懇話会」を開催し、研究企画委員会等での検討を経て、3月30日には「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン－ひょうごフェニックス計画に向けて」の提言を受けた。県では、この懇話会が策定したビジョンをもとに行政計画の検討を進め、4月28日に「阪神・淡路震災復興計画－基本構想」を発表した。

また、県から復興計画への提言の策定の委託を受けた「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」の第1回の会合が5月11日に開催され、各方面の意見を集約した形で、復興計画の策定に向けた取り組みを進めた。この策定調査委員会は6月24日に第3回（最終）委員会が開催され、「阪神・淡路大震災からの創造的復興をめざして－阪神・淡路震災復興計画－」を6月29日に兵庫県知事に提言した。兵庫県では、この提言にもとづき、7月31日に「阪神・淡路震災復興計画」を策定した。

(2) 国の動き

政府は、緊急対応として、1月17日に「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置し、1月20日には小里国務大臣を地震対策担当大臣に任命、1月22日には関係省庁の常駐職員により構成される非常災害対策本部の現地対策

本部を神戸市に設置した。さらに、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的として、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を2月24日に施行し、同法に基づき、2月25日には地元地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整を図るための組織として、阪神・淡路復興対策本部を設置した。

さらに、県・市が策定する復興計画の実施を支援するため、内閣総理大臣の諮問に応じて、復興のために国が講ずべき施策の基本方針について提言する「阪神・淡路復興委員会」を総理府に設置し、第1回の委員会を2月16日に開催した（“委員名簿”）。

阪神・淡路復興委員会は10月30日まで計14回開催されたが、その間、11の提言、3つの意見が首相に提出された（“阪神・淡路復興委員会日程”）。

阪神・淡路復興委員会委員名簿

委員長	下河辺 淳 (東京海上研究所理事長)
委員	一番ヶ瀬 康子 (東洋大学教授、 日本女子大学名誉教授)
	伊藤 滋 (慶應義塾大学教授、 東京大学名誉教授)
	貝原 俊 民 (兵庫県知事)
	川上 哲 郎 (㈱関西経済団体連合会会長)
	堺屋 太 一 (作家)
	笹山 幸 俊 (神戸市長)
特別顧問	後藤田 正 晴 (衆議院議員)
	平岩 外 四 (㈱経済団体連合会名誉会長)

阪神・淡路復興委員会日程

- 第1回 2月16日／諮問
特定課題選定（①計画策定、②復興住宅、③がれき除去）
- 第2回 2月24日／特定課題選定（④まちづくり、⑤神戸港、⑥経済復興と雇用確保）
- 第3回 2月28日／神戸現地意見交換
特定課題①②③の提言
- 第4回 3月10日／特定課題④⑤の提言
特定課題選定 ⑦健康・医療・福祉
- 第5回 3月23日／特定課題⑥⑦の提言
- 研究会 4月17日／7提言に対する国・県・市の取組み状況のヒアリング
- 第6回 4月24日／国・県・市の7提言への対応に対する意見の提出
(委員会意見(1))
特定課題の選定（⑧10ヵ年計画、⑨都市問題、⑩総合交通通信体系の調整）
- 第7回 5月22日／復興対策本部より、阪神・淡路地域の復旧、復興にむけての考え方と当面講ずべき施策及び平成7年度補正予算の報告を受ける。
特定課題⑧の提言
- 第8回 6月12日／特定課題⑨の提言
- 第9回 6月19日／特定課題⑩の提言
- 研究会 7月10日／復興10ヵ年計画のヒアリング
- 第10回 7月18日／復興10ヵ年計画に対する意見の提出
(委員会意見(2))
- 第11回 8月28日／「復興に向けての取組方針」について
21世紀長期ビジョンについての各委員、特別顧問の意見
- 第12回 9月5日／阪神・淡路地域の長期ビジョンに対する意見の提出
(委員会意見(3))
- 第13回 10月10日／特定課題⑪の提言
- 第14回 10月30日／阪神・淡路復興委員会総括報告
委員長談話

第2章 市街地と住宅の復興計画の策定

第1節 復興都市計画の策定

(1)復興都市計画策定までの経緯

①経緯

今回の震災により東灘区から須磨区の既成市街地は大きな被害を被った。震災直後の1月18日から、都市計画局と住宅局では市災害対策本部からの指示により、全市の被害調査の任にあたった。

既成市街地のなかで、特に被害が甚大であった地域で、生活の基盤整備が遅れており、防災面等から早期に整備改善を図る必要がある地区、また、三宮や六甲道・新長田といった都心・副都心をはじめ土地の高度利用、都市機能の更新が必要な地区に対して復興都市計画事業を検討、最終的には、森南地区をはじめとした6地区（約233ha）で都市計画決定に向けての前段として、無秩序な建築行為を防止するため、建築基準法第84条による建築制限を実施した。（2月1日～3月17日）

建築制限地区建物被害状況は表2-1-1のとおりである。

表2-1-1 建物被害状況

地区	震災前棟数	倒壊棟数	倒壊率 %
森南	520	320	62
六甲道駅周辺	1,120	780	70
三宮	560	180	32
松本	520	390	75
御菅	270	240	89
新長田駅周辺	3,600	2,890	80

注：数値は、概数である。倒壊棟数には全・半焼含む。

表2-1-2 相談所別相談件数（2月1日～3月13日）

	森南	六甲	松本	長田	サンボホール	合計
相談件数	556	1,212	424	2,189	(3,192) 6,577	10,958

注：（ ）内は、2/1～2/21までの相談件数（内数）

②都市計画決定

土地区画整理事業・市街地再開発事業の都市計画案の縦覧は、2月28日から実施し、3月14

この建築制限地区では、森南・六甲道駅周辺・松本・御菅・新長田駅周辺の5地区は、土地区画整理事業として、六甲道駅周辺・新長田駅周辺の2地区は、市街地再開発事業として、三宮地区を地区計画で整備することにし、これからのまちづくりの相談・話し合いを進め、市民の不安を解消するために2月1日からサンボホールにおいて、まちづくり区域相談窓口を開設するとともに、2月21日に発表した都市計画案の説明・相談の場として、復興事業の現地相談所を開設し、市民ニーズの把握に努めた。

相談内容等のうち事業に係る主な相談としては、①事業計画の内容・スケジュールに関する事②権利関係に関する事③自宅等の建設、修理等に関する事④土地の処分に関する事等の相談と併せて、①事業計画決定に関する事②都市計画案の作成手続きに関する事③減歩に関する事等の内容であった。相談所別の相談件数は表2-1-2のとおりである。

さらに、市街地部での東西、南北の骨格的な幹線道路のネットワークを完成させ、都市の防災機能の強化等を図り、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めるため、緊急に整備する必要のある道路について事業着手することとした。

日の神戸市都市計画審議会、3月16日の兵庫県都市計画地方審議会の審議を経て、3月17日には、「被災市街地復興特別措置法」（2月26日

に施行)に基づき創設された「被災市街地復興推進地域」と併せて、それぞれ都市計画決定を行った。

また、地区計画は、2月28日から素案の縦覧、4月4日から都市計画案の縦覧を実施し、4月19日の神戸市都市計画審議会、4月25日の兵庫県都市計画地方審議会の審議を経て、4月28日に都市計画決定を行った。この都市計画決定にあたっては、建築基準法第84条の建築制限の指定以来「震災復興まちづくりニュース」等広報紙の新聞折り込み、避難所への配付、現地立看板による掲示、市外権利者や避難者への郵送などあらゆる手段を講じて周知徹底を図った。

今回、震災から2カ月で都市計画決定を行ったが、これは(1)被災した市民の皆さんの一日も早い生活再建を図るため、骨格となるまちづくりのビジョンを早く示すことが必要であると考へたこと。(2)無秩序な街の再生を防止するため、建築基準法に基づき建築制限を行ったが、同法では制限期間が災害発生から最長2カ月に限定されており、その期間内に都市計画決定ができるよう計画したこと。(3)都市計画決定することにより、①事業用の仮設住宅、仮設店舗等の建設、②土地の売却希望者に対する5,000万円の特別控除が可能になる等の理由によるものである。

また、「神戸市震災復興緊急整備条例」(2月16日施行)に基づき、総合的なすまいづくり、まちづくりを進めるため東灘区から須磨区にかけて被災した市街地(約5,887ha)が「震災復興促進区域」に指定され、さらに、震災2カ月目にあたる3月17日には、建築制限を実施した6地区を含めた「重点復興地域」24地域(約1,225ha)が指定され、都市計画局・住宅局において市民、事業者とともに、それぞれの整備目標にあったまちづくりを進めることとなった。

(2)震災復興都市計画策定の基本的方針

①基本的方針

ア. 災害につよいまちづくりをめざす。

- ・地域防災拠点(防災広場等)の形成
- ・安全な道路(避難路)、公園(避難地)の整備
- ・建築物の共同化、不燃化、耐震化

- ・ライフラインの確保(共同溝整備等)
- イ. 快適で潤いある市街地の形成
 - ・歩行者空間の充実とネットワークの形成
 - ・高齢者等に配慮したまちづくり
 - ・土地利用の適正な配置と高度利用
- ウ. 住環境整備・住宅供給
 - ・生活関連道路、身近な公園の整備
 - ・共同住宅の建設、賃貸住宅の供給
 - ・高齢者等にやさしいすまいづくり
- エ. 商工業の復興
 - ・商店街、市場等の再生と充実
 - ・工業等生産機能の復興
- オ. 協働のまちづくり
 - ・地域文化、コミュニティの再生
 - ・参加と対話による事業の推進

(3)震災復興都市計画の概要

①震災復興土地地区画整理事業

ア. 森南地区震災復興土地地区画整理事業
(施行面積—約16.7ha)

従前人口	約 3,300人	従前世帯数	約 1,600世帯
------	----------	-------	-----------

◎整備方針【生活中心としての拠点の形成及び良好な住宅市街地の再生】

- 新駅南の交通広場の整備
- 防災機能をもった広幅員の道路(避難路)、身近な公園(避難地)の整備を行い、都市防災拠点の形成を図る。
- 安全性の高い住環境の形成を図るための生活道路の整備
- 安全で快適な歩行者道の整備
- 建築物の共同化、不燃化、耐震化への誘導

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路：森本山線／深江幹線／本庄本山線
- 都市計画公園：森公園(街区公園)

イ. 六甲道駅西地区震災復興土地地区画整理事業
(施行面積—約19.7ha)

従前人口	約 5,400人	従前世帯数	約 2,500世帯
------	----------	-------	-----------

◎整備方針【東部副都心の核にふさわしい機能の導入及び拠点の形成】

- 六甲道駅周辺の市街地再開発事業と連携した安全で快適な副都心の形成
- 防災機能をもった広幅員の道路（避難路）、防災性の高い公園と身近な公園（避難地）の整備を行い、都市防災拠点の形成を図る。
- 建築物の共同化の促進による安全で活気のある「街並み」の整備
- 安全性の高い住環境の形成を図るための生活道路の整備
- 安全で快適な歩行者道の整備
- 建築物の共同化、不燃化、耐震化への誘導

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路：神若線／花園線／六甲町線
- 都市計画公園：六甲道北公園（近隣公園）

ウ. 松本地区震災復興土地地区画整理事業
（施行面積－約8.9ha）

従前人口	約 2,400人	従前世帯数	約 1,200世帯
------	----------	-------	-----------

◎整備方針【生活基盤の整備及び住環境の整備】

- 防災機能をもった広幅員の道路（避難路）、身近な公園（避難地）の整備を行い、都市防災拠点の形成を図る。
- 安全性の高い住環境の形成を図るための生活道路の整備
- 安全で快適な歩行者道の整備
- 便利で賑わいのある商店街の再生と活性化
- 建築物の共同化、不燃化、耐震化への誘導

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路：塚本線／松本線

エ. 御菅地区震災復興土地地区画整理事業
（施行面積－約10.1ha）

従前人口	約 2,000人	従前世帯数	約 900世帯
------	----------	-------	---------

◎整備方針【都市基盤の整備及びまちづくり協議会との連携による住環境の整備】

- 防災機能をもった広幅員の道路（避難路）、身近な公園（避難地）の整備を行い、都市防災拠点の形成を図る。
- 安全性の高い生活道路の整備
- 広場と一体となった便利で賑わいのある市

場、商店街の再生と活性化

- 工場等生産機能の復興と集約化
- 建築物の共同化、不燃化、耐震化への誘導

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路：長田線／細田線／兵庫駅鷹取線

オ. 新長田・鷹取地区震災復興土地地区画整理事業（施行面積－約69.2ha）

従前人口	約13,500人	従前世帯数	約 5,800世帯
------	----------	-------	-----------

◎整備方針【西部副都心の核にふさわしい機能の導入及び拠点の形成並びに住環境の整備】

- 新長田駅南の市街地再開発事業と連携した安全で快適な副都心の形成
- 防災機能をもった広幅員の道路（避難路）、防災性の高い公園と身近な公園（避難地）の整備を行い、都市防災拠点の形成を図る。
- 建築物の共同化の促進による安全で活気のある「街並み」の整備
- 安全性の高い住環境の形成を図るための生活道路の整備
- 建築物の共同化、高度化による安全で賑やかな商業地の整備
- 建築物の集合化、共同化の促進による工場等生産機能の復興と活性化
- 建築物の共同化、不燃化、耐震化への誘導

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路：中央幹線／五位池線／板宿線／細田線／神楽西代線／神楽御屋敷線／松野御屋敷線／兵庫駅鷹取線／新長田駅須磨線
- 都市計画公園：水笠通公園（近隣公園）／千歳公園（近隣公園）

②震災復興市街地再開発事業

ア. 六甲道駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業（施行面積－約5.9ha）

従前人口	約 1,400人	従前世帯数	約 700世帯
------	----------	-------	---------

◎整備方針【東部副都心の核にふさわしい機能の導入及び拠点の形成】

- 避難、救援活動の拠点となる空間（地域防災拠点）の整備
- 道路の拡幅整備と歩行者ネットワークの形成
- 防災広場を囲む街区構成と良質な住宅の供給

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路
 - 阪神国道線／八幡線／六甲道駅南線／六甲道三宮線／六甲道駅前線／桜口深田線
 - 六甲道南1号線／六甲道南2号線／六甲道南3号線／六甲道南公園線（自転車歩行者道）
- 都市計画公園：六甲道南公園（近隣公園）

イ. 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業（施行面積—約20.0ha）

従前人口	約 4,600人	従前世帯数	約 1,600世帯
------	----------	-------	-----------

- ◎整備方針【西部副都心の核にふさわしい機能の導入及び拠点の形成並びに住環境の整備】
- 避難、救援活動の拠点となる空間（地域防災拠点）の整備
- 道路の拡幅整備と歩行者ネットワークの形成
- 住商工の適正な再配置による商業・業務・生産機能の復興
- 多様な事業主体を活用した良質な住宅の早期供給

◎主な公共施設の計画

- 都市計画道路
 - 浜手幹線／五位池線／新長田駅東線／新長田駅西線／新長田南側線／新長田駅須磨線
 - 新長田駅南1号線／新長田駅南2号線／腕塚線／新長田駅南3号線／新長田駅南4号線／久保線／新長田駅南5号線／新長田駅南6号線／二葉線／若松公園線（自転車歩行者道）
- 都市計画公園：若松公園（近隣公園）

③地区計画

整備方針【都心機能の再生及び強化】

- ア. 旧居留地地区地区計画（約22.1ha）
 - ◎整備目標【安全で活力ある中枢管理業務地区の充実】
 - 中枢管理業務機能の強化
 - 歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成
 - 防災機能の強化

イ. 三宮駅南地区地区計画（約18.5ha）

- ◎整備目標【安全なターミナル地区の充実・強化】
 - ターミナル機能を中核とした商業・文化・交流拠点の拡充
 - 神戸の玄関口にふさわしい顔づくり
 - ターミナル機能の防災化の推進と避難動線の確保

ウ. 税関線沿道南地区地区計画（約11.2ha）

- ◎整備目標【シンボルロードとしての安全性と魅力の向上】
 - 都心業務・行政機能の強化と安全性の確保
 - 市民が交流する安全な歩行者空間の充実
 - シンボルロードにふさわしい風格ある都市景観の形成

エ. 三宮西地区地区計画（約7.3ha）

- ◎整備目標【安全で魅力的な広域交流地区の形成】
 - 広域商業機能の拡充・強化
 - 避難動線の確保
 - 狭小ビルの解消

オ. 税関線東地区地区計画（約11.5ha）

- ◎整備目標【安全で快適な都心業務地区の形成】
 - 業務サービス機能の強化
 - 商業・文化機能の充実
 - オープンスペースの確保による市民交流、避難空間の創出

(4)震災復興まちづくりの推進

①住民参加と協働のまちづくり

震災復興都市計画の都市計画決定は、良好な市街地の復興を進めるうえでの出発点で、区域及び根幹的な公共施設等についてのみの決定である。地区毎の具体的なまちづくりは、地域住民と話し合いながらまちづくりの将来像を策定し、快適で安心して暮らせる市街地の整備を推進するため、以下の点を基本とした住民参加と官民協働のまちづくりに取り組んでいる。

ア. まちづくり協議会の組織化

地域住民が、自らのまちに責任と愛着をもって復興まちづくりに取り組み、地域住民の意見が具体的な計画に反映できる「まちづくり協議会」の組織化を推進するとともに「まちづくり協議会」に対して活動費の助成を行う。まちづくり協議会結成状況は表2-1-3のとおりである。

表2-1-3 まちづくり協議会の結成状況

(8月31日現在)

区	森 南	六甲道駅	松 本	御 菅	新長田駅	鷹 取 東
画	1	6	1	2	10	4
再 開 発	六甲道駅	新長田駅				
	4	4				

注：まちづくり協議会の形態は、千差万別であるが8月31日現在で概ね70%の区域で結成されている。

イ. 現地相談所の設置

復興まちづくりにあたっては、まちづくりに関連して地域住民の個人個人の生活再建等の様々なニーズにきめ細かく対応できる「現地相談所」を設置している。現地相談所の相談件数は表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 現地相談所の相談件数

(4月24日～8月31日)

区	森 南	六甲道駅	松 本	御 菅	新長田駅	鷹 取 東
画	362	558	366	171	895	569
再 開 発	六甲道駅	新長田駅				
	560	600				

注：現地での相談と併せて、地域の要請等に応じ説明会を開催(延べ354回)

ウ. まちづくり専門家の登録・派遣

地域住民自らがまちづくりに取り組むため、まちづくり協議会を支援する「まちづくり専門家」を派遣する。現在、各地区にまちづくりコンサルタントが派遣され、地区の特性・ニーズ等を踏まえた将来のまちのあり方について検討が加えられている。8月31日現在でのまちづくり専門家の登録数は、117社(人)である。

②その他

被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業、市街地再開発事業では、事業制度の拡充等が図られるとともに、補助対象道路要件の緩和などの予算措置及び事業計画決定前での用地買収に対する5,000万円の特別控除などの税制措置が認められ、さらに、仮設住宅、仮設店舗の供給等の施策が講じられるなどの支援措置が設けられた。

都市計画局では、「まちづくり協議会の組織化」「現地相談所の設置」に努めるとともに、各地区内の用地確保、仮設住宅等の建設に積極的に取り組んでいる。

ア. 用地確保

仮設住宅等の建設用地の確保や減歩率の緩和のための用地買収を進めており、8月31日現在で約35,000㎡の用地を取得している。

イ. 仮設住宅等の建設

地区内の被災住民のための仮設住宅等の建設が地区住民の生活再建にとって緊急の課題であるため、土地区画整理事業区域内では、平成7年度内に約550戸の建設に着手することとしている。市街地再開発事業区域内では、既に仮設店舗を含め282戸を供用し、合計504戸の建設に着手することとしている。今後、用地確保の状況を踏まえ、引き続き仮設住宅等の建設に努める。

第2節 震災復興住宅整備緊急3か年計画の策定

(1)神戸市震災復興緊急整備条例の制定

震災により、多くの市民が住宅や働く場を失い、避難所などで不自由な生活を余儀なくされ、今後の生活に不安を抱いていることから、市として震災後の神戸の復興をどのように考えているのか、一刻も早く市民に示すことが必要とされた。

そこで、市全体としての復興に向けてのビジョンについては、福祉、防災、経済、都市計画など広範な分野にわたる復興計画のガイドラインを3月にとりまとめ、6月中に神戸市復興計画を策定するべく取り組まれていた。

しかしながら、住宅と市街地の復興については市民生活の基盤であることから市全体の復興計画に先立ち、市としての考えを明らかにする必要があった。

このため、震災により多大な被害を被った市街地と住宅の緊急整備と、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目的として、平成7年2月16日に、3年間の時限立法として「神戸市震災復興緊急整備条例」を制定した。

この条例の理念は、震災の教訓を生かした、災害に強いまちづくりと、復興に向けての市長、市民、事業者の協働にある。これに基づき市長の責務として、市街地と住宅の復興に関する計画の策定・公表と震災復興事業の推進を、市民及び事業者には、震災復興事業への協力を要請している。

具体的には、(1)市街地及び住宅の復興に関する計画の策定、(2)震災復興促進区域の指定、(3)重点復興地域の指定、あわせて(4)これらの区域・地域での建築行為の届出により、建築主に対し災害に強い街づくりに関する情報を提供し、及び協議を行うことができることなどを定めている。

「震災復興促進区域」 約5,887ha

(平成7年2月16日告示)

甚大な被害を被った市街地のうち、震災復興事業等との整合性を図りつつ、災害に強い街づ

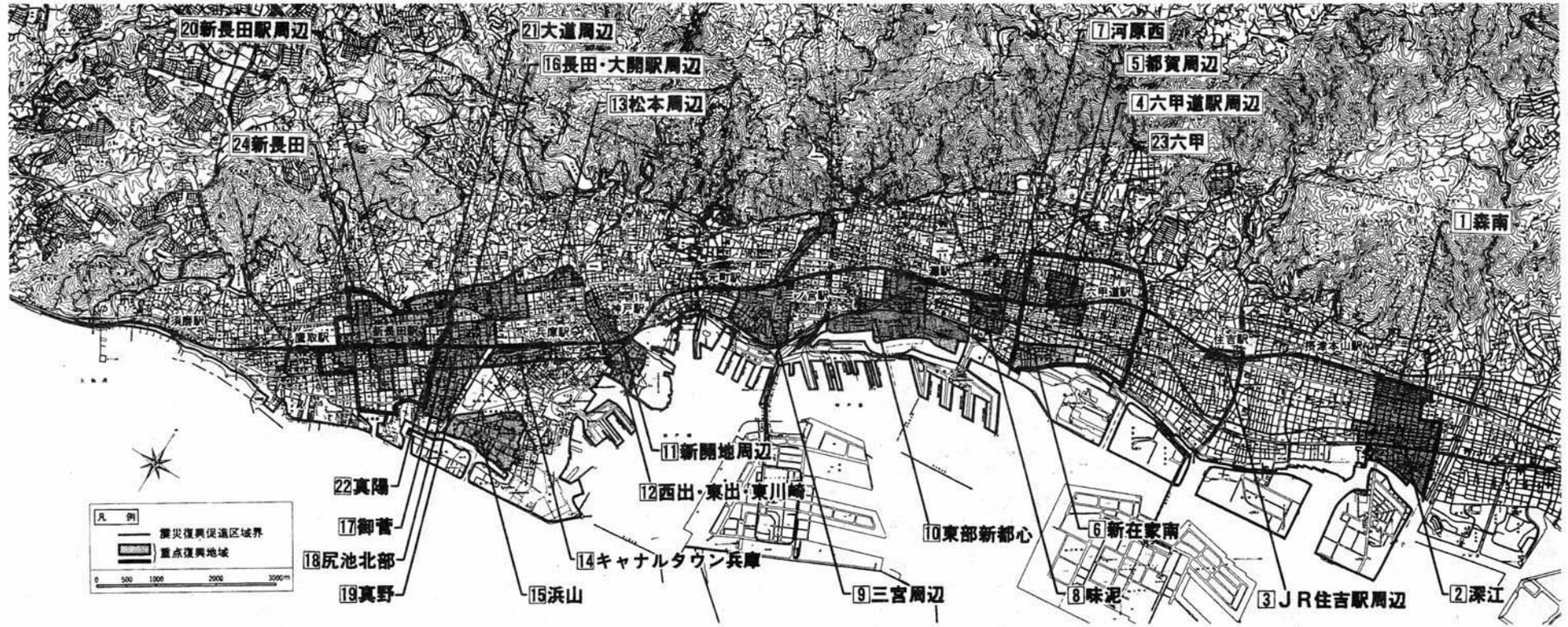
くりを進める必要性のある区域。

「重点復興地域」 約1,225ha 24地域

(平成7年3月17日告示)

震災復興促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から、特に緊急かつ重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤整備その他の市街地整備を促進すべき地域。地域ごとの整備目標を定めて、市長が指定。

図 2 - 2 - 1 重点復興地域指定図



(2)神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画(案)の策定

仮設住宅の建設、入居という被災市民に対する緊急対応を進める一方、その後の恒久的な住宅と市街地の復興のビジョンを示し、それに基づき具体的な施策を一刻も早く実施することが急務であることは明らかであった。

もともと公共・民間あわせた住宅建設については、バランスのとれた計画的な建設を進めるため5箇年計画が策定されており、3年度から始まった第6期5箇年計画が7年度に終了することになっていた。

しかしながら、住宅の被災状況から見て、到底この枠組みの中で対応できるはずもなく、2月16日に施行された神戸市震災復興緊急整備条例に基づき、震災の発生から9年度までを計画期間として82,000戸の住宅を供給すべく、住宅整備緊急3か年計画(案)を策定し、3月17日に公表した。

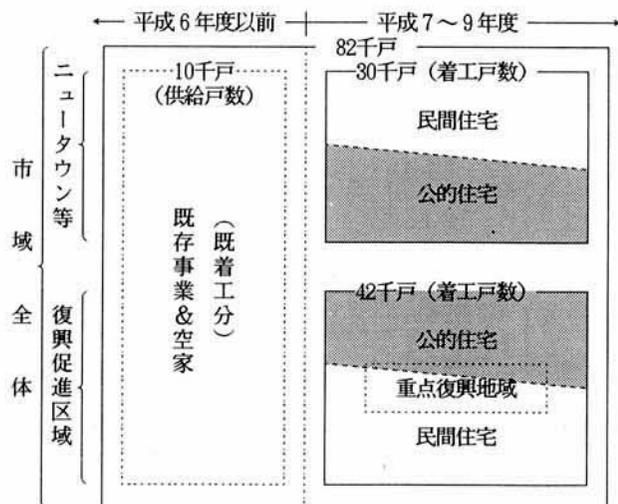
なおこの計画は若干の修正と実施施策の肉付けを行って7月7日に正式な計画として策定された。

(計画の概要)

①3か年計画のフレーム

計画期間は平成7～9年度の3カ年とし、期間中の供給目標戸数を82,000戸とする。

このうち、既着工住宅等の供給見込み戸数を10,000戸とし、新規住宅の建設目標戸数を72,000戸とする。



②新規住宅の建設目標戸数

住宅種別	建設戸数	持家/借家比率
公営住宅 ※1	10,000(13.9%)	持家系 29,000戸(40%)
特定優良賃貸住宅	10,500(14.6%)	
再開発系住宅 ※2	4,000(5.5%)	借家系 43,000戸(60%)
公団・公社住宅	15,900(22.1%)	
民間住宅 ※3 [内 公的助成] ※4	31,600(43.9%) [内4,600(6.4%)]	
総計	72,000(100%)	

- 注: ※1 公営住宅には、災害公営住宅、一般公営住宅の再建等を含む。
 ※2 再開発系住宅は、改良住宅の新設・再建及び住宅市街地総合整備事業等の受皿住宅(公営)である。
 ※3 民間住宅には、住宅金融公庫融資・神戸市住宅融資等による公的資金の融資を受ける住宅を含む。
 ※4 公的助成住宅には、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等による補助を受ける住宅、市街地再開発事業等による住宅を含む。